

公益社団法人 整体協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人整体協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は人間行動における無意識領域を錐体外路系運動という身体運動の不随意相から考究し、それらの関連機序を視点とした身心関係の調和を促す身体技法及び生活法の開発と実践に努め、以って、当来の教育学・体育学・人間学をはじめ人間に関わるあらゆる学術研究の発展に寄与すると共に国民個々の身心の人的基盤を豊穰たらしめんとすることを目的とする体育団体である。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 整体法の確立

- 1 錐体外路系運動の偏向習性を分類する体癖論の確立
- 2 体癖修正・活用を目的とした整体操法・体操の体系化
- 3 錐体外路系運動の訓練としての活元運動の開発・実践
- 4 錐体外路系運動と身体感覚及び身心の感受性の関係の調査研究と、行動における不随意相の統御法の確立
- 5 錐体外路系運動と気・型などの東洋的身体観の調査研究と、この技術化の探求

(2) 体癖に基づく整体法構成の研究会、講演会、研修会の開催

(3) 会員に対する整体法の個人指導

(4) 整体法の資格保有者の養成指導および資格の付与

(5) 整体法に関する刊行物の発刊

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 普通会員 この法人の目的に賛同し、実践する個人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人

2 この法人は、満20歳以上の普通会員の中から選出された代議員をもって、一般

社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

3 普通会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び同法第52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員の資格の取得）

第6条 会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（会費等）

第7条 各会員の納める入会金並びに会費の額、その他会員の権利義務については別に細則をもって定める。

2 前項に従った義務を履行する会員は、この法人の刊行物の配布に際し、優先的にこれを受けることができる。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に当該総会の日から一週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。

(2)総代議員が同意したとき。

(3)当該会員が死亡したとき。

(代議員の選出)

第11条 代議員の選出は、普通会員による代議員選挙によってこれを行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において定める。

2 代議員は、概ね普通会員500名の中から1名の割合を持って選出する。

(普通会员の選挙権・被選挙権)

第12条 代議員は、普通会员による選挙により、普通会员の中から選ばれることを要し、理事または理事会は、代議員を選出することはできない。

2 代議員選挙において、満20歳以上の普通会员は等しく選挙権及び被選挙権を有する。

(代議員の任期)

第13条 代議員の任期は、選任された日の属する事業年度の翌事業年度の4月1日から4年とし、再任を妨げない。但し、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない(当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

(補欠の代議員)

第14条 代議員が定数に足りなくなった場合には、補欠選挙を行い、補欠の代議員を選出する。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

(代議員の解任)

第15条 代議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総代議員の議決権の3分の2以上の多数による決議によって、当該代議員を解任することができる。

(1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により代議員を解任しようとするときは、当該代議員に当該総会の日から一週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において、当該代議員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 総会

(構成)

第16条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法の社員総会とする。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 定款の変更

(5) 事業の全部または一部の譲渡

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた理事があたり、その理事にも支障がある場合には、出席した理事の中から選出する。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 代議員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の

決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権行使)

第23条 総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで当該書面を当法人に提出して行う。

3 電磁的方法による議決権の行使は、当法人の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により当法人に提供して行う。

4 前2項によって行使された議決権の数は、出席した議決権の数に参入する。

(決議及び報告の省略)

第24条 理事又は代議員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、代議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が代議員全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上12名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名以上を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。

3 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項の規定に関わらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

（責任の免除）

第33条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによっ

て生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての普通会员の同意がなければ、免除することができない。

2 この法人は、役員 of 法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の開催日及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 細則、規則、規程の制定・変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 前各号のほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については定時総会の承認を受けなければならない。

3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この定款施行後最初の代議員は、第11条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

4 この法人の最初の会長は細川護熙とし、常務理事は野口裕介とする。

5 なお、この法人の前身である社団法人整体協会は、野口晴哉を初代会長理事として昭和31年5月28日に設立されたものである。